

重要事項説明書

(居宅介護支援事業)



特定非営利活動法人ニコニコ介護

重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

1 事業所の概要

事業所名	特定非営利活動法人ニコニコ介護
所在地	横須賀市小川町 13-20 横須賀中央ビル 6 階
介護保険事業所番号	横須賀市指定 1471906576
提供可能サービス	居宅介護支援
管理者氏名／連絡先	岡見 直明／TEL 046-845-6461 携帯 080-1258-6751

2 事業所の職員体制等

職種	人員	備考
管理者	1 名 主任介護支援専門員	兼務
介護支援専門員	常勤 25 名 非常勤 3 名	4 名以上である事とする。

3 サービス提供地域

横須賀市・三浦市・逗子市・葉山町・横浜市金沢区

4 業務日及び業務時間

サービス種類	平日（月～金）	土曜日 日曜日	祝 祭 日
居宅介護支援	9：00～18：00	休 み	休 み

※土日、祝祭日、年末年始の 12／29～1／3 は休日扱いです。

※事業所（事務所）の営業日、営業時間以外でも必要時は 24 時間 365 日連絡を受付けられる体制を整えています。◎緊急連絡先 080-1258-6751

5 利用料金

基本単位	要介護 1・2 1086 単位/月 要介護 3・4・5 1411 単位/月
初回加算	300 単位/月 通院時情報連携加算 50 単位/1 回
特定事業所加算Ⅱ	421 単位/月 特定事業所医療介護連携加算 125 単位/月
入院時情報連携加算	Ⅰ 250 単位/月 Ⅱ 200 単位/月
退院・退所加算	(Ⅰ) イ 450 単位 (Ⅰ) ロ 600 単位 (Ⅱ) イ 600 単位 (Ⅱ) ロ 750 単位 (Ⅲ) 900 単位
ターミナルケア加算	400 単位

横須賀市の地域区分 10.84 を乗じた額が居宅サービス計画費用となりますが、原則として保険者が全額負担しますので、利用者の負担はありません。

事業者の通常サービス提供地域越えて行う居宅介護支援に要した交通費は徴収しません。

6 当事業所のサービスの方針等

- (1) 私たちは笑顔と真心で、ご利用者様が住みなれた地域で自分らしく満ち足りた生活が送れるよう支援致します。
- (2) 利用者が医療系サービスの提供を希望された場合は主治医等の意見を求め、利用者が医療系サービスの提供を受ける際は、主治医等にケアプランを交付致します。
- (3) アセスメントには自社独自方式にて行い、相談は利用者様のご自宅、又は自社相談室で行います。
- (4) 利用者が介護保険サービスを希望された際は、複数の事業者の紹介を行い、特定の事業所を優位に扱う事を行いません。又、介護支援専門員が居宅サービス事業所を居宅サービス計画書に位置付けた際は、その選定理由を説明致します。
- (5) 利用者が終末期の医療やケアの方針に関する支援方針に同意した場合は、通常時より頻回に家庭訪問を行うなどし、当該利用者の心身の状況等の記録を主治医及びサービス事業所に情報を提供しターミナルケア加算を算定します。

7 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき家族、主治医、救急機関等に連絡します。

医療機関等	病院名／主治医名： 連 絡 先：
緊急連絡先	氏 名： 連 絡 先：

8 相談窓口、苦情対応

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当社お客様相談窓口	電話番号	046-845-6461
	fax 番号	046-845-6462
	相談員	岡見 直明
	対応時間	9：00～18：00（土・日・祝祭除く）

- (2) 次の公的機関においても、苦情申出等ができます。

行政苦情相談窓口	横須賀市介護保険課	電話：046-822-8253
	対応時間	土日祝祭日を除く 8：30～17：15
	神奈川県国民健康保険団体連合会	電話：045-329-3447
	対応時間	土日祝祭日を除く 8：30～17：15

※その他、地域の方は、当該市町村介護保険担当窓口へ

9 秘密保持

事業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

10 個人情報使用の同意

- 1 事業者は、文書により利用者又はその家族の同意を得た場合には、サービス担当者会議等その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。
- 2 個人情報の使用期間は、この契約の有効期間と同じものとします。

11 職員の研修

事業所は介護支援専門員の研修計画に基づき、定期的に研修を行い、介護支援専門員として資質向上に努めています。

12 事故等の対応

- 1 事業者は、サービス提供に際して、事故が発生した場合には速やかに利用者の家族及び市町村関係窓口への連絡その他、適切な措置を迅速に行います。
- 2 事業者は、サービス提供にあたって利用者の生命、身体、財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。但し、事業者の故意又は過失によらない時はこの限りではありません。

13 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- 1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
- 2 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 4 虐待防止担当者 岡見 直明 046-845-6461

14 被害時、非常時への対策

事業所は、感染症及び自然災害に対処する計画を作成し、可能な限り事業が継続出来るよう努める。

- 1 感染症発生時及び自然災害発生時における事業継続計画「以下（BCP）という」を策定する。
- 2 感染症発生時及び自然災害発生時における責任者・委員会を設置する。

- 3 感染症発生時及び自然災害発生時における訓練又は、研修を1回/年実施する。
- 4 BCPについて1回/年は委員会による見直しを行う。

15 入院時の対応

利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係わる介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝える事とします。

16 当法人の概要

法人の名称	特定非営利活動法人 ニコニコ介護
代表者名	理事長 岡見 直明
本部所在地	横須賀市小川町 13-20 横須賀中央ビル 6 階
業務の概要	居宅介護支援 特定非営利活動法人ニコニコ介護
その他、事業所	訪問介護 ニコニコ介護大津

17 事業者は福祉サービス第三者評価を受けておりません。

令和 年 月 日

サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

(事業者) 所在地 横須賀市小川町 13-20 横須賀中央ビル 6 階
名 称 特定非営利活動法人ニコニコ介護

説明者 _____

令和 年 月 日

サービス契約の締結にあたり、上記重要事項の説明を受け、同意し交付を受けました。

(利用者) 氏 名 _____

(代理人を選任した場合) 氏 名 _____

令和 6 年 4 月 1 日改定

個人情報使用同意書 (居宅介護支援事業者)

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用する目的

利用者のための居宅サービス計画に沿って、円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議等、介護支援専門員と事業者との連絡調整等において必要な場合

2 使用する事業者の範囲（居宅サービス計画に定められた事業者）

居宅介護支援提供事業者：特定非営利活動法人ニコニコ介護

横須賀市小川町 13-20 横須賀中央ビル 6 階

3 使用する期間

令和 年 月 日から、居宅介護支援事業の契約の有効期間と同一期間まで。

4 条件

- （１） 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう、細心の注意を払うこと。
- （２） 個人情報は施錠された書庫などで保管し漏洩防止に努めること。

令和 年 月 日

居宅介護支援サービス提供事業者 特定非営利活動法人ニコニコ介護 様

（利用者）

氏 名 _____

（利用者の家族代表）

氏 名 _____